

産後ケア事業のご利用をお考えの方は、必ずご一読ください

下野市産後ケア事業の利用にあたって

① はじめに

- ☐ご利用にあたっては、現在のお母さん、赤ちゃんのご様子を伺います。お母さんと赤ちゃんにとって、安心して産後ケア事業を利用いただけるように相談していきます。
- ☐お母さんと赤ちゃんともに医療行為、入院加療が必要な場合には利用できません。また、感染症に罹っている方、発熱や風邪の諸症状などの感染症の疑いがある場合には利用できません。
- ☐施設の空き状況や分娩の状況により、利用施設・日時はご希望に添えないことがあります。

② ご予約について

- ☐宿泊型・通所型の利用を希望の場合、日程調整に数日お時間をいただく場合がございます。日程に余裕をもってご連絡ください。
- ☐連絡日より1か月以上先の利用希望日のご予約はお受けできませんのでご了承ください。
- ☐複数回利用を希望する方は、予約済みの産後ケア事業利用終了後に次回希望分をご予約いただけます。

③ 施設・事業者との情報共有

- ☐下野市産後ケア事業業務委託契約及び「下野市産後ケア事業利用申請書」の同意欄に基づき、産後ケア事業利用前後に、お母さんや赤ちゃんの健康状態等について、市と各施設とで情報共有しております。
- ☐産後ケア事業利用後の健康状態の確認や支援のため、こども家庭センター ふわり(0285-32-8921)からお電話することがありますので、連絡が入った際には、必ず電話に出ていただきますようお願いいたします。

④ キャンセルについて

- ☐キャンセル等の変更がある場合には、必ず利用施設およびこども家庭センター ふわり(0285-32-8921)にご連絡ください。
- ☐利用日の前々日の午後4時～当日までのキャンセルについては、キャンセル料をお支払いいただきます。キャンセル料は全額自己負担です。(詳しくは各施設にご確認ください)

⑤ 体調不良時の対応について

- ☐利用期間中は、施設での医療行為や薬の処方はできません。利用中に体調不良になった場合は利用を中止し、医療機関の受診を勧める場合があります。
- ☐利用中にお母さんや赤ちゃんに発熱や風邪の諸症状などの感染症の疑いがあるときや、明らかな体調不良が認められるときは、利用期間中であっても退所していただきます。

⑥ 施設利用中の服薬について

☐服薬が必要な場合は、利用者ご本人が管理を行ってください。

☐出産後に鉄剤などの服薬が必要な方で、利用期間中も服用する場合には、出産された医療機関にて十分な処方を受けてから入所してください。

⑦ 食事について

☐アレルギーがある食材については、事前に利用施設へお申し出ください。また、治療食などの特別食については対応しかねます。

⑧ 施設利用中のきょうだいの利用について

☐宿泊型及び通所型産後ケア事業をご利用される場合は、きょうだいの利用(入所)はできません。

⑨ 災害時の対応

☐火災や地震等の災害時の避難経路は、利用の際にご確認ください。万が一施設利用中に災害が発生した場合には、施設職員の指示に従って行動してください。

⑩ (訪問型の方)助産師からの連絡

☐助産師個人の携帯等からご連絡いたします。

⑪ その他

☐施設利用中の外出はできません。

☐施設では、母児同室が基本となります。お母さんの体調に応じて、必要な場合には可能な限り赤ちゃんをお預かりすることもできます。

☐その他ご不明点がありましたら、こども家庭センター ふわりまでご連絡ください。

下野市健康福祉部

こども家庭センターふわり すこやか親子グループ

TEL : 0285-32-8921